全国中小企業団体中央会　労働政策部より　周知依頼

1. この度、厚生労働省賃金課より、本会に対し、下記の通り周知の依頼がありました。

厚生労働省では、賃上げと設備投資を支援する「業務改善助成金」の活用促進に向けた取組を実施しており、

令和6年度における本助成金の一部を変更いたしました。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対して、

添付のPDF等を用いて、周知して頂きますようお願い申し上げます。

▼令和6年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ（リーフレット）

001222676.pdf (mhlw.go.jp)

▼令和6年度業務改善助成金のご案内（リーフレット）

001222481.pdf (mhlw.go.jp)

■業務改善助成金HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html>

2. 先日お知らせいたしました「業務改善助成金について」のメールに添付いたしました

「令和6年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ（リーフレット）」に一部、誤りがございました。

修正いたしましたリーフレットをあらためて添付させていただきます。

お手数をおかけし、たいへん申し訳ございませんが、傘下の会員組合・組合員企業等に対して、

周知して頂きますようお願い申し上げます。

▼誤りの箇所につきましては、１枚目「変更点」の表下　※の部分でございます。

誤　※令和５年３月31日までに申請いただき、令和６年４月１日以降に交付決定を受けた事業者は

令和５年度に申請されたものとして扱われますので、令和６年度にも申請可能です。

　　　　　　　　↓

正　※令和６年３月31日までに申請いただき、令和６年４月１日以降に交付決定を受けた事業者は

令和５年度に申請されたものとして扱われますので、令和６年度にも申請可能です。

3. この度、厚生労働省雇用環境・均等局より、本会に対し、下記の通り周知の依頼がありました。

厚生労働省では、「令和5年度　特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及等事業」を

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社に委託し、以下の資料を作成いたしました。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対して、

添付のPDF等を用いて、周知して頂きますようお願い申し上げます。

▼特別休暇制度導入事例集2023

tokukyujireisyu2023.pdf (mhlw.go.jp)

▼特別休暇制度2023（パンフレット）

tokukyu2023.pdf (mhlw.go.jp)

▼病気休暇制度（リーフレット）

recuperation2023-leaflet.pdf (mhlw.go.jp)

▼犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度（リーフレット）

hanzaihigai2023-leaflet.pdf (mhlw.go.jp)

■厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」

https://work-holiday.mhlw.go.jp/

【本件に関する問い合わせ】

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社（厚生労働省委託事業実施機関）

共生・社会政策部　天野、尾島

〒105-8501　東京都港区虎ノ門5-11-2

E-mail：holiday@murc.jp

※本事業に関するお問い合わせ先は、本会ではございません。

配信に関するお問い合わせは以下のメールアドレスまでお願いいたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

全国中小企業団体中央会

労働政策部 岡部

TEL：03-3523-4903

E-mail：roudo-seisaku@mail.chuokai.or.jp